

日 時 平成 25 年 8 月 24 日 (土) 午前 10 時 ~ 12 時
場 所 西東京市田無公民館 (3F 視聴覚室)
出 席 者 52 名 (東村山市: 倉田哲也 小松健二)

講演テーマ **災害時における公民館の基本的役割と課題**
~地域にねざした運営を基本にした施設に立ち返る~
講師: 上田 幸夫 氏 (日本体育大学教授)

1. 3.11 後の公民館から学ぶ (地域に学びあいや支えあいを培う)

(1) 身近な生活空間におけるコミュニティづくりの拠点としての公民館の基本

- ・地域教育センターの役割を担う学校(学区)と結びつく公民館
- ・公民館を地域の「たまり場」・・・交流それ自体＝教育方法
- ・「地域にねざす学習」→地域「参加型学習」

(2) 学びあいや支えあいを創出する公民館避難所運営の展開

公民館の避難所としての適性: 調理施設、和室、小部屋
物資備蓄等の整備が必要!

① 気仙沼市松岩公民館 (地域住民が参加した指定管理者が運営)

- ・専門性を持った 20 数名の「公民館経営委員会」(館区人口 9,000 人)
- ・安否確認、健康管理、避難者名簿、避難所日誌、訪問者、支援物資などの情報取纏め
- ・活発な地域・自治会活動と結びついた公民館活動

② 大船渡市赤崎地区公民館の「自治」＝地縁

- ・自治活動を牽引する
非常勤館長のリーダーシップ

リーダーの資質

: 他人の話をよく聞く、ブレない!

リーダー性の高い職群

: 教師、自治体職員 (集団経験者)

③ 避難所運営に社会教育活動を展開する石巻市中央公民館

- ・「避難所だより」発行、避難所の喫茶コーナーの開設支援、「避難所スクール」を開設

2. 地域におけるつながりを創り出す身近な公民館 (被災地でも存在感を発揮)

① 分館公民館—長野県の公民館は、分館を公民館の地域システムとして位置づけ

② 自治公民館—地域の相互扶助システムとして町内会、自治会、部落会等を基盤に形成

- ・2002 年の全国公民館連合会調査、77000 自治公民館

- ・自治公民館は「いわゆる寺中構想を今日的時点において再確認しようというもの」

③ 公民館類似施設 (社会教育法第 42 条に依拠しつつも概念・制度的あいまいな部分)

3. 非常時と日常をつなぐ学びあいや支えあうコミュニティを創る公民館の条件

(1) 公民館との初歩的な接点を作り出す課題—出会いの揚づくりこそ命

- ・広域化する自治体(「中央」公民館への傾斜)のなかでのコミュニティの重要性
- ・地域活動と公民館活動の結节点的「活動」を模索
- ・自治公民館やコミュニティをつなぐ公民館のネットワークづくり

(2) 公民館専門部、公運審の推進 (住民との連携・協働と評価を作り出す課題)

- ・公民館の専門部活動→地域のさまざまな団体との結节点
- ・地域住民による運営参加の可能性を高め地域住民との連携・協働の推進

(3) 「教育」から「学習」へ (地域課題学習の原則)

- ・学習がまた新たな学習に発展し、人びとのつながりが広がりを作り出しているか。
- ・受講者の参加意識を高める学習方法の改善等に務めているか。

(4) 幅広い地域課題を取り込み、地域づくりに寄与(役に立つ公民館、頼れる公民館づくり)

- ・「教養の向上(趣味・おけいごと)」学級講座の占める割合の高さ
- ・社会的課題(医療、介護、いじめ、貧困等)に取り組み厳しい生活現実に向き合う
- ・地域の人々全体を視野に入れ、地域生活を充実させる事業の再構成